

# 新規上場申請のための半期報告書

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

**【提出日】** 2025年11月18日

**【中間会計期間】** 第14期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

**【会社名】** 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社

**【英訳名】** Tsuji Hongo IT Consulting Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 黒仁田 健

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区代々木一丁目36番4号全理連ビル5階

**【電話番号】** 03-5323-3797

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO 安東 容杜

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区代々木一丁目36番4号全理連ビル5階

**【電話番号】** 03-5323-3797

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO 安東 容杜

# 目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	11
第4【経理の状況】	12
1【中間連結財務諸表】	13
2【その他】	22
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	23
期中レビュー報告書	巻末

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 中間連結会計期間	第13期
会計期間	自 2024年10月1日 至 2025年3月31日	自 2023年10月1日 至 2024年9月30日
売上高 (千円)	1,020,143	1,291,001
経常利益 (千円)	158,341	109,555
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	109,266	78,546
中間包括利益又は包括利益 (千円)	110,472	78,546
純資産額 (千円)	949,497	847,960
総資産額 (千円)	1,531,204	1,518,732
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	64.58	51.28
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	62.0	55.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	92,810	97,873
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△10,430	5,654
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△63,371	683,237
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高 (千円)	885,829	866,820

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。なお、企業結合日を2024年9月30日とし、同日現在の貸借対照表のみを連結しているため、第13期連結会計年度においては連結の範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。
4. 第13期の財務活動によるキャッシュ・フローについては、新株発行によりキャッシュ・フローが大幅にプラスとなっております。
5. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり中間（当期）純利益を算出しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ①財政状態の状況

###### (資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末比12,471千円増加の1,531,204千円となりました。これは主に、現金及び預金が19,008千円増加した一方で、売掛金及び契約資産が7,679千円減少したことによるものです。

###### (負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末比89,065千円減少の581,706千円となりました。これは主に、長期借入金（1年内返済予定を含む）の減少54,436千円、未払法人税等の増加11,008千円、賞与引当金の増加4,837千円、買掛金の減少4,772千円、その他流動負債の減少42,100千円によるものです。

###### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比101,537千円増加の949,497千円となりました。これは主に、利益剰余金が109,266千円増加したことによるものです。

##### ②経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しました。一方で、不安定な国際情勢、円安や物価上昇に加え、金融政策の影響等、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

一方で、当社グループが所属する業界や領域の潜在需要はまだ大きく、各市場はデジタル化やDX化が進展しております。

当社グループは、当社（辻・本郷 ITコンサルティング株式会社）、連結子会社2社により構成されており、「無数の選択肢から、より良い決断に導く」というMissionの下、「専門家のノウハウを新たな次元へ再構築する」というVisionを掲げ、コンサルティングドメイン、テクノロジードメイン及びオペレーションドメインの3つのドメインにおいてDXに関するプラットフォーム事業を展開しております。

コンサルティングドメインにおいては、AIが社会に与える影響への関心の世界的な高まりや、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が引き続き社会的に強く意識され、受注環境は全体として好調に推移しました。

テクノロジードメインについては、社会全体のデジタル化の進展に伴い、企業におけるシステム導入需要は堅調に推移しています。加えて、サイバー攻撃リスクの高まりを背景に、情報セキュリティ対策強化に向けたコンサルティング、クラウド基盤のセキュリティ強化支援等の市場が拡大しています。

オペレーションドメインについては、人手不足の影響により、企業においてバックオフィス業務の外部委託（BPO：ビジネス・プロセス・アウトソーシング）需要が拡大しています。特に、経理処理、給与計算、社会保険手続きといった定型業務のアウトソーシングが加速しており、コスト削減のみならず、業務品質向上やリスク分散を目的としたBPOニーズが増えています。さらに、AI・RPA等の自動化技術を活用したハイブリッド型BPO（自動化＋人手によるオペレーション）への関心も高まっています。

こうした環境の下、当社グループの業績は、売上高は1,020,143千円、経常利益は158,341千円、親会社株主に帰

属する中間純利益は109,266千円となりました。

なお、当社グループは「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ19,008千円増加し、885,829千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動により獲得した資金は、92,810千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益158,341千円、法人税等の支払額37,775千円、未払金の減少35,071千円、未払消費税等の減少22,097千円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動により使用した資金は、10,430千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出10,333千円によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動により使用した資金は、63,371千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出100,406千円、長期借入れによる収入45,970千円によるものであります。

## (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

## (4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (6) 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は5,147千円であります。

当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2025年6月13日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月13日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数が3,232,048株減少し、6,767,952株となっております。

###### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	845,994	1,691,988	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	845,994	1,691,988	—	—

(注) 1. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより株式数は845,994株増加し、発行済株式総数は1,691,988株となっております。

2. 2025年6月13日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

###### 第4回新株予約権

決議年月日	2024年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	6,000(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 12,000(注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,773(注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2026年12月28日～2034年12月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,773 資本組入額 886.5(注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 新株予約権証券の発行時(2024年12月27日)における内容を記載しております。



(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は次の通りです。

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

①各新株予約権の一部行使はできない。

②本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。

③ 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。

(イ) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること

(ロ) 以下の(a)から(e)までに掲げる行為(以下「支配権移転取引」という。)が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認され、かつ、当該支配権移転取引につき以下の(a)から(e)までに定める日が経過していないこと

(a) 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者がその保有する当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。) 当該株式譲渡の実行日の5営業日前の日

(b) 合併契約(当社が消滅会社となる合併であって、かつ、当該合併の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該合併の存続会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数(以下において定義する。)合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該合併の効力発生日の5営業日前の日

(c) 吸収分割契約若しくは新設分割計画又は事業譲渡に係る契約(当社の事業の全部又は実質的な全部を承継させ又は譲渡するものであって、かつ、当該会社分割又は事業譲渡の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該会社分割の承継会社若しくは事業譲渡の譲受人又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該会社分割又は当該事業譲渡の効力発生日の5営業日前の日

(d) 株式交換契約又は株式移転計画(当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転であって、かつ、当該株式交換又は株式移転の効力発生日直前時点の当社の株主が、かかる効力発生日直後の時点で、合計で、当該株式交換若しくは株式移転の完全親会社又はその親会社の全ての株主の完全希釈化後株式数合計の過半数を保有しないものに限る。) 当該株式交換又は株式移転の効力発生日の5営業日前の日

(e) その他、上記(a)から(d)までに準じる行為であって、当社の取締役会が特に認めるもの 当該行為の効力が生じる日の5営業日前の日

完全希釈化後株式数とは、ある株主に関して、(i)当該株主が保有する当社普通株式の数、及び、(ii)当該

株主が保有する普通株式以外の当社の株式等の全て(ただし、当該権利又は証券の目的となる普通株式の数値が定まっていない株式等を除く。)が普通株式に転換され又はかかる株式等に代えて当社の普通株式が取得された場合に発行、処分又は付与される普通株式の数の合計数をいう。なお、株式等とは、株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として当社の普通株式に転換し又は当社の普通株式を取得しうる地位を伴う権利又は証券をいう。

④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当て契約において定めるものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次の通りです。

① 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。)、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における役員又は従業員の地位をいずれも失った場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次の通りです。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則

第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記(注)4に準じて決定する。

⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年3月31日	—	845,994	—	30,000	—	299,998

(注) 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株を普通株式2株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は845,994株増加し、1,691,988株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Hongo holdings株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル31階	526,599	62.25
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	225,605	26.67
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビルディング	20,255	2.39
ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビルディング	17,502	2.07
辻・本郷 税理士法人	東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階	7,700	0.91
黒仁田健	東京都東村山市	7,000	0.83
神先孝裕	神奈川県川崎市	5,251	0.62
AGキャピタル株式会社	東京都港区芝二丁目31番19号	5,236	0.62

安東容杜	千葉県千葉市	5,212	0.62
大下宏樹	東京都品川区	5,212	0.62
徳永和喜	静岡県富士市	5,212	0.62
計	—	830,784	98.20

(注) 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 845,994	845,994	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	845,994	—	—
総株主の議決権	—	845,994	—

(注) 2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」及び「議決権の数」は、当該株式分割前の「株式数」及び「議決権の数」を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員 の 状 況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	金児 真利	1970年12月3日生	1995年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2012年3月 Asurion Japan Reinsurance Ltd. Director VP就任 2021年4月 ADVANCED MEDIA TECHNOLOGIES, INC. Chariman&Director就任 2021年4月 NHK COSMOMEDIA AMERICA, INC. Director就任 2022年1月 SilverSky Inc. Director 就任 2023年4月 アシュリオンジャパン株式会社 取締役就任 2023年4月 Belong株式会社 取締役就任 2025年3月 当社社外取締役就任(現任) 2025年4月 Fernando Capital Company Ltd. Director就任(現任)	(注) 2	—	2025年3月17日

(注) 1. 金児真利は、社外取締役であります。

2. 取締役の任期は、就任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

### (2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	目黒 明	2025年3月17日

### (3) 役職の変動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役CFO	取締役 経営管理部長	安東 容杜	2025年2月18日

### (4) 異動後の役員の変動後の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率27.3%)

## 第4 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、史彩監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	866,820	885,829
売掛金及び契約資産	209,264	201,584
商品	7,801	16,414
仕掛品	1,206	4,511
貯蔵品	254	112
その他	24,340	25,953
貸倒引当金	△50	△104
流動資産合計	1,109,638	1,134,301
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	14,985	18,401
減価償却累計額	△3,053	△6,871
建物附属設備（純額）	11,931	11,530
その他	19,175	31,565
減価償却累計額	△8,853	△17,409
その他（純額）	10,321	14,155
有形固定資産合計	22,253	25,685
無形固定資産		
のれん	296,219	280,950
その他	603	301
無形固定資産合計	296,822	281,251
投資その他の資産		
繰延税金資産	68,300	69,216
その他	21,716	20,747
投資その他の資産合計	90,017	89,964
固定資産合計	409,094	396,902
資産合計	1,518,732	1,531,204



(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	82,296	77,524
1年内返済予定の長期借入金	74,856	71,304
未払法人税等	37,718	48,727
契約負債	31,523	29,961
賞与引当金	17,172	22,010
その他	192,122	150,022
流動負債合計	435,689	399,548
固定負債		
長期借入金	220,859	169,975
資産除去債務	4,136	4,136
繰延税金負債	2,686	2,686
その他	7,400	5,359
固定負債合計	235,082	182,157
負債合計	670,772	581,706
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	791,972	792,033
利益剰余金	18,198	127,464
株主資本合計	840,170	949,497
非支配株主持分	7,789	—
純資産合計	847,960	949,497
負債純資産合計	1,518,732	1,531,204

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 1,020,143
売上原価	469,846
売上総利益	550,297
販売費及び一般管理費	※2, ※3 397,107
営業利益	153,190
営業外収益	
受取利息	388
中小企業倒産防止共済解約手当金	6,820
その他	353
営業外収益合計	7,561
営業外費用	
支払利息	2,026
その他	384
営業外費用合計	2,410
経常利益	158,341
税金等調整前中間純利益	158,341
法人税、住民税及び事業税	48,784
法人税等調整額	△915
法人税等合計	47,868
中間純利益	110,472
非支配株主に帰属する中間純利益	1,206
親会社株主に帰属する中間純利益	109,266

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
中間純利益	110,472
中間包括利益	110,472
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	109,266
非支配株主に係る中間包括利益	1,206

## (3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	158,341
減価償却費	7,053
のれん償却額	15,268
貸倒引当金の増減額(△は減少)	53
賞与引当金の増減額(△は減少)	4,837
受取利息及び受取配当金	△388
支払利息	2,026
売上債権の増減額(△は増加)	7,679
棚卸資産の増減額(△は増加)	△11,916
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,772
未払金の増減額(△は減少)	△35,071
未払消費税等の増減額(△は減少)	△22,097
長期未払金の増減額(△は減少)	△1,539
その他	12,791
小計	132,266
利息及び配当金の受取額	388
利息の支払額	△2,069
法人税等の支払額	△37,775
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,333
敷金の差入による支出	△97
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,430
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	45,970
長期借入金の返済による支出	△100,406
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△8,935
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63,371
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	19,008
現金及び現金同等物の期首残高	866,820
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 885,829

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
(会計方針の変更) (「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。	

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
給料及び手当	133,469千円
賞与引当金繰入額	18,318 〃

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
	5,147 千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	885,829千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— 〃
現金及び現金同等物	885,829千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、「DXに関するプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	合計
コンサルティングドメイン	181,828
テクノロジードメイン	552,287
オペレーションドメイン	286,027
顧客との契約から生じる収益	1,020,143
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,020,143

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり中間純利益	64円58銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	109,266
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	109,266
普通株式の期中平均株式数(株)	1,691,988
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第4回新株予約権 6,000個 (普通株式 12,000株) 発行日 2024年12月27日

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年6月13日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当中間連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用並びに定款一部変更)

当社は、2025年5月19日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で株式分割及び単元株制度の採用並びに定款一部変更を行っております。

#### 1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

2025年6月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

##### (2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	845,994株
今回の分割により増加した株式数	845,994株
株式分割後の発行済株式総数	1,691,988株
株式分割後の発行可能株式総数	6,767,952株

##### (3) 分割の日程

基準日	2025年6月12日
効力発生日	2025年6月13日

##### (4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、該当箇所に反映されております。

#### 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

#### 4. 定款の一部変更について

発行可能株式総数を、6,767,952株と変更いたしました。

(当社連結子会社が利用するクラウドサーバーへの不正アクセスについて)

当社の連結子会社であるコロニーインタラクティブ株式会社において、同社が利用するクラウドサーバーが第三者による不正アクセスを受け、多額の利用料が発生した事実が判明いたしました。本件の概要および業績への影響については下記のとおりです。

#### 1. 経緯

2025年7月29日、同社が管理するクラウドサーバーにおいて異常な利用料が発生している事実を検知し、外部専門家を交えて調査を開始しました。調査の結果、第三者が不正にサーバーを利用していたことが判明いたしました。なお、当該サーバーは開発環境であったため、個人情報を含む情報流出の事実は確認されておりません。

判明後、直ちにサーバーを停止するとともに、所轄警察署へ被害届を提出しております。

#### 2. 業績への影響

本事象の結果、不正利用により発生した利用料73,678千円を、2025年9月期第4四半期の連結決算において、特別損失として計上しております。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

辻・本郷ITコンサルティング株式会社

取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 肇

指定社員

業務執行社員

公認会計士

本橋 義郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている辻・本郷ITコンサルティング株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、辻・本郷ITコンサルティング株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるコロニーインタラクティブ株式会社において、2025年7月29日に同社が利用するクラウドサーバーが第三者による不正アクセスを受け、2025年9月期第4四半期の連結決算において特別損失を73,678千円計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上